

住居表示とは？

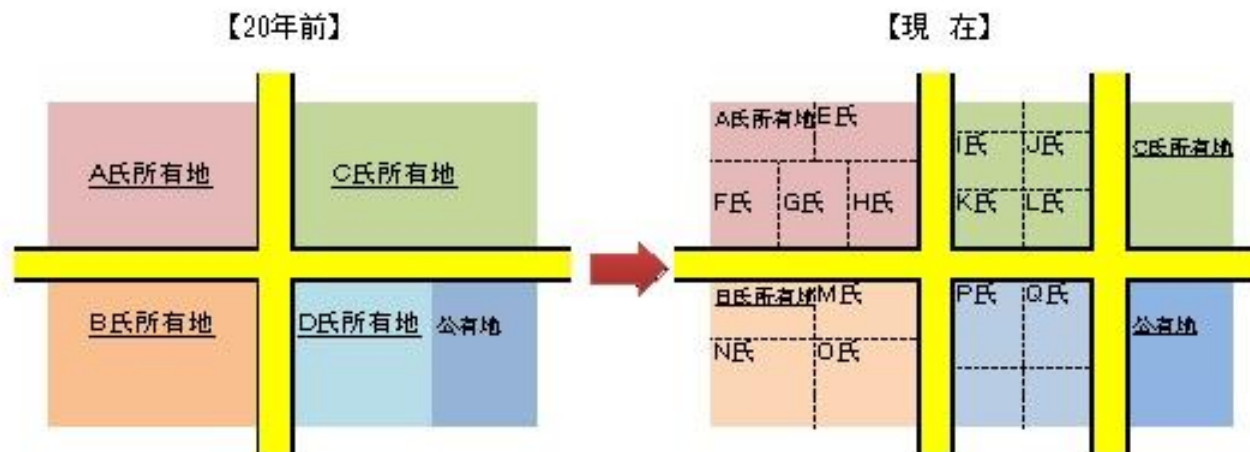
(学田三区アンケート調査事前説明資料)

平成26年11月25日(火)

富良野市総務部市民環境課

1. 家を見つけることができますか？

(1) 土地（建物）の変化



- 以前は、土地の筆数も住宅も少なかったものが、土地は分筆され宅地となり住宅戸数も増加します。
- 地番で住所を表示しても問題なかったものが、地番には枝番が付き順番も不規則となります。

(2) 現状の住所での問題点

- ・ 郵便、宅配の配達の際見つけづらい、業者の業務能率が低下する。
- ・ 友達の家を訪問するのにわかりづらく探すのに苦労する。
- ・ 緊急車両が速やかに目的地の確認、到着できない。
- ・ カーナビで目的地を検索できない、探しながらの運転で危険である。

(3) 住居表示

明治以降、住所は土地の所在を表す「地番」で表示されてきましたが、高度経済成長により、流通の発達、人口の拡散等が盛んになると、地番を用いた住所の表示方法では様々な問題が発生し、市民の日常生活や行政、産業活動に大きな支障をきたすようになりました。地番による住所は土地の流動化（分筆等）による土地の異動に影響を受け当初の順番が崩れてより複雑となる問題点があった。

「住居表示」は昭和37年に施行された「住居表示に関する法律」に基づき、現在の住所の表し方を、一定の基準により建物の順序よく住居番号をつけて新たにわかりやすい住所とするものです。

※関連の条例等 →富良野市住居表示に関する条例（昭和50年）、富良野市住居表示に関する施行規則、富良野市住居表示実施基準

(4) 富良野市における住居表示実施について

◇朝日町、日の出町、本町など

条丁目 →①昭和37年の行政区画変更 朝日町 号

→②昭和50年の住居表示実施 朝日町 番号

◇弥生町、桂木町

字学田一区 →①昭和37年の行政区画変更 弥生町 号

→②昭和50年の住居表示実施 弥生町 番号

◇北の峰町

字学田三区 →①昭和37年の行政区画変更 北の峯団地

→②昭和50年の住居表示実施 北の峰 1番～5番

→③昭和59年の住居表示実施 北の峰 1番～35番

=== ここ10数年の動き ===

◇東町（平成10年 字西扇山の2の一部を編入）

◇南町（平成21年 緑町の一部を編入）

◇北斗町（平成16年 字学田一区の一部から新町を制定）

◇東雲町（平成21年 字南大沼の2の一部から新町を制定）

◇山部東町、山部中町、山部南町、山部北町、山部西町（平成23年 字山部市街地等複数の住所表示から新町を制定）

2. 住居表示制度について

(1) 住居表示による住所とはどんなもの

(現住所) 富良野市 字学田三区 学田マンション102号室

(実施後) 富良野市 〇〇町 ◇◇番 △△号 学田マンション102号室
①新町名 ②街区符号 ③住居番号

(2) 町の境界（実施区域）の設定

- ・町の境界を設定する
- ・町の境界は、原則として公道、河川、水路、鉄道、その他恒久的な施設または著明な地物によって定めるものとする。この場合境界線は、公道、河川、水路等の側線とし定める。

(3) 町名の定め方（**〇〇町**） ← 上記①

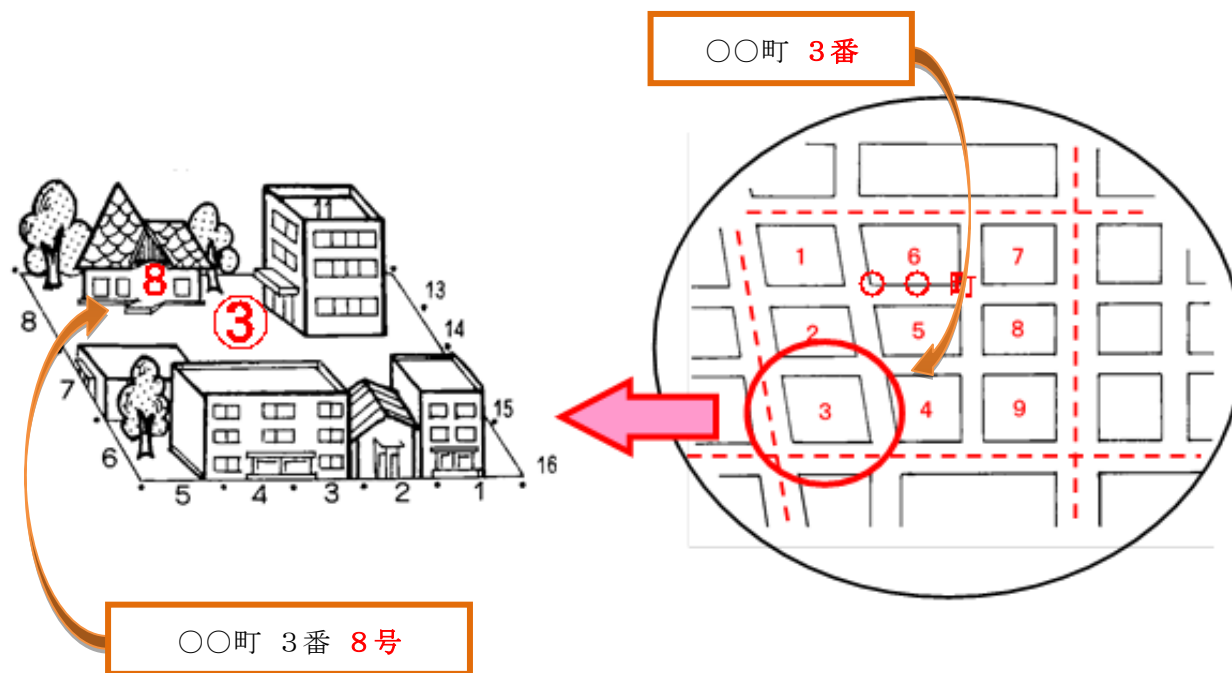
- ・従来の通称（昭和37年1月1日実施）を基本とするが、町名は簡易を旨とし、歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称で親しみ深く、かつ語調のよいものを選択する。
- ・名称は字画の複雑なもの、従来の字の呼称及び丁目は用いない。
- ・町名は当用漢字を用い、同一名称、類似のものが生じないようにする。と

(参考)

- 1 市内住所において現在「学田」の名称を使用しているところ → 字学田三区、字東学田二区、字西学田二区。
- 2 過去町名設定は、実施町内会においてアンケートを取り選考員会等を設け選定、住居表示審議会において決定している。

(4) 街区符号 (〇〇町 ◇◇番) ← 前ページ②

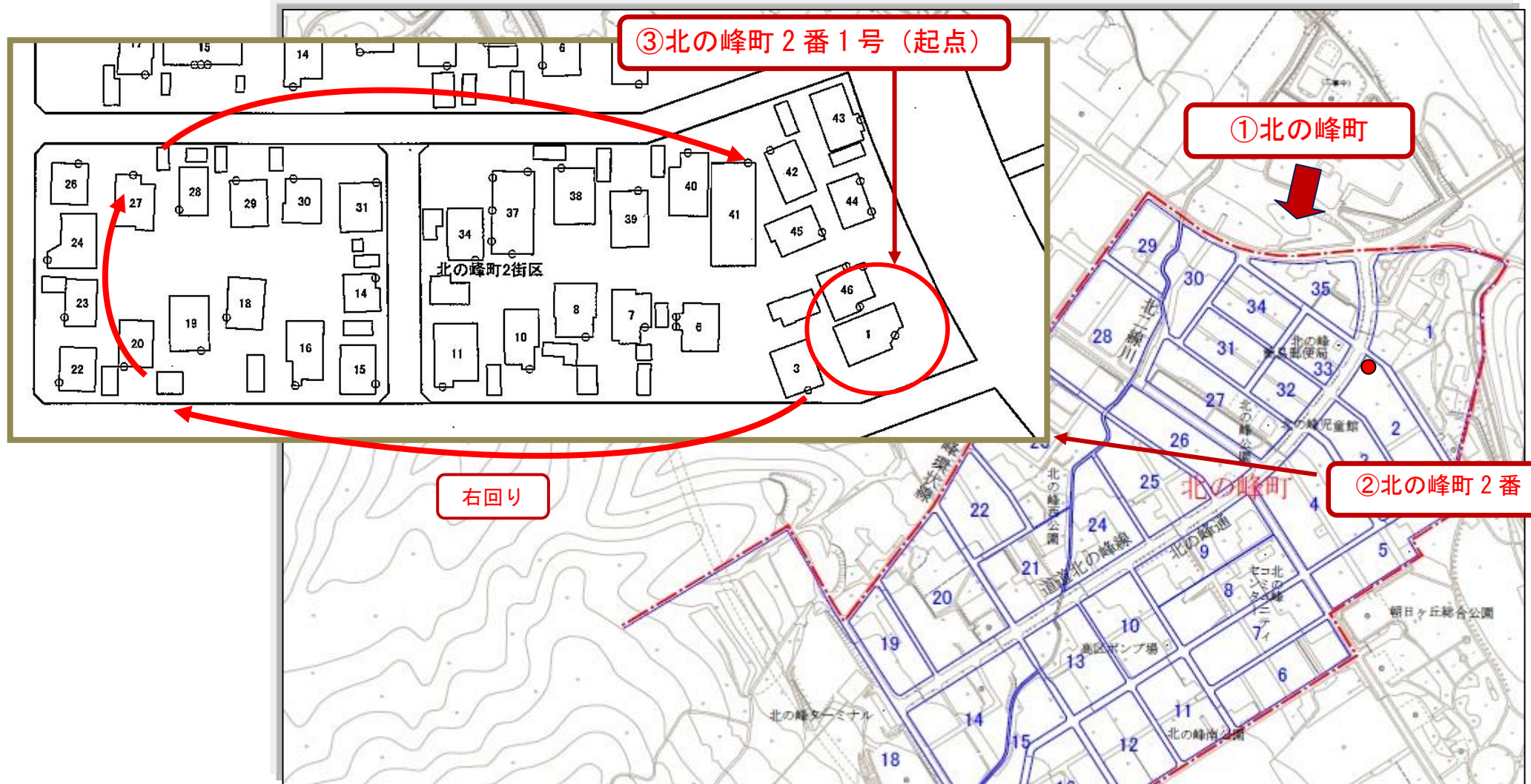
- ・街区は公道、河川、水路、鉄道その他恒久的な施設または著明な地物によって定めるものとする。
- ・街区符号は数字を用い富良野駅を起点として、その進路は右回りを原則とするが、市街の実情により直行並列、奇遇振分け、千鳥蛇行等の最適の方法により配列する。
- ・市の中心に近い街区より順番に番号を付けます。(この番号を街区符号といい下図で「3番」と表示)



(5) 住居番号 (〇〇町 〇〇番 △△号) ← 前ページ③

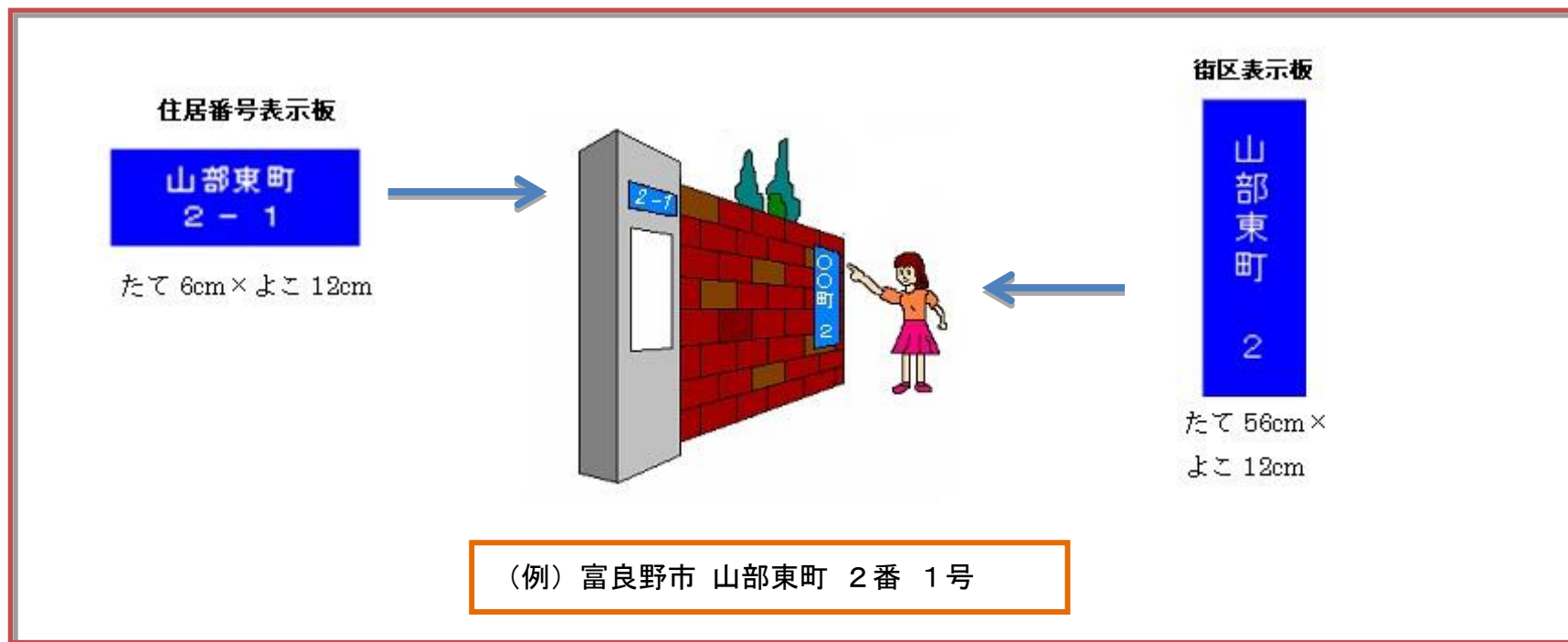
- ・街区ごとに周囲を右まわりで一定の間隔で区切り順番に基礎番号を付けます。
- ・住居番号は建物の主な出入りがどの番号にあたるかによって決まります。(この番号を住居番号といい上図で「8号」と表示)
- ・住居番号はおおよそ10mから20mの間隔で区切り符番する。

(例) 北の峰町における、町（赤線）、街区（青線）設定



(6) 街区表示板と住居番号表示板の設置

- ① 街区表示板は実施基準により1街区の4角の建築物、樹木及び手続を経て電柱（北電・NTT）の地上おおむね1.7～1.8mのみやすい場所に取り付けます。
- ② 住居番号表示板は、玄関（門柱）の見やすい場所に取り付けます。なお、設置に際してみなさまのご協力をお願いいたします。



3. 住居表示の実施により変わるもの

(1) 住所及び不動産の表示について (☆市役所で変更手続きを行います)

◇住所は新町名と街区符号、住居番号で表します。(市役所が住民票の住所を変更する)

例) (実施前)	富良野市	<u>字山部市街地</u>	<u>1条通北3丁目</u>	山部マンション1号室
			↓	
(実施後)	富良野市	<u>山部東町</u>	<u>1番</u>	<u>1号</u> 山部マンション1号室
		新町名	街区符号	住居番号
(略記の場合)	富良野市	山部東町	1-1	山部マンション1号室

◇不動産(土地・建物)の所在地は新町名と地番で表します。(市役所が法務局に依頼し字名を新町名に変更依頼する)

例) (実施前)	富良野市	<u>字山部</u>	2500番地1
		↓	
(実施後)	富良野市	<u>山部東町</u>	2500番地1
		新町名	地番

(2) 届出によるもの (☆変更される方は届出ください。必ず変更するものではありません。)

◇本籍の表示は新町名と①地番もしくは②街区符号で表します。

本籍の表示については、住居表示実施後、届け出(転籍届)によって新しい表示に変更できます。

例) (実施前)	富良野市	<u>字山部</u>	2500番地1	
		↓		
① (実施後)	富良野市	<u>山部東町</u>	2500番地1	・・・ 地番表記の例
		新町名	地番	
② (実施後)	富良野市	<u>山部東町</u>	<u>1番</u>	・・・ 街区符号表記の例
		新町名	街区符号	

(3) その他・・・郵便番号はこれまでの区域の一部が新町となる場合新たに番号が符番されます。

上記山部の場合は5つの町が新たにできましたが、それぞれ新規に郵便番号が符番されました。

4. 学田三区における住居表示に関するこれまでの経過

(1) 平成6年・住居表示実施に関するアンケート調査実施

(実施日) 平成6年11月30日 配布 /平成7年1月12日 回収し49名回答(約66%)

(集計対象) 北の峰第5町内会(学田三区と北の峰町29番・30番の9世帯)、学田三区農事組合と中心に全体で74名に実施。会社13社含む。

(回答より抜粋)

1. 学田三区の住居表示は必要か

・必要である 31名(63%) /必要でない 14名(29%) /わからない 4名(8%)

2. 住居表示を行うとしたら

・できるだけ早く 13名(27%) /あまり急がなくてよい 23名(47%) /わからない 10名(20%)

(2) 平成26年・住居表示実施に関するアンケート調査実施

(実施日) 平成26年1月実施

(集計対象)

学田三区には北の峰第5町内会(住所北の峰町28番、29番、30番と学田三区で構成)と学田三区町内会(農家地区)がある。今回北の峰第5町内会(北の峰町住所を除く)58名と会社等33社を対象に再度アンケート調査実施。

(回収結果)

◆北の峰第5町内会会員(回答18名/58名 31.0%)、◆事務所、店舗、工場を置く会社等(回答33名/33名 100.0%)

(結果)

1. 学田三区の住居表示は必要ですか

・必要である・町内6+会社3=9名(17.6%) /必要でない・町内6+会社29=35人(68.6%) /わからない・町内5+会社1=6人(11.8%)
/※未記入 . . . 1人(2.0%)

2. 住居表示を行うとしたら

・できるだけ早く . . . 町内3+会社2=5名(9.8%) /あまり急がなくてよい . . . 町内5+会社2=7人(13.7%)
/わからない . . . 町内5+会社3=8人(15.7%) /※未記入 . . . 31人(60.8%)

(3) 平成26年5月開催住居表示審議会において上記結果報告

- ・審議会委員の意見として住所はわかりやすく緊急時の対応もスムーズに出来るようになることが望ましい。
- ・今回の結果は町内会会員の回収率が低いので多数の意見を再度確認してほしい。 ⇒ この結果を踏まえ再度意見集約することとした。

5. 住居表示の実施までの流れ

(1) 地域における意見集約

- ・町内会及び会社等関係者を含め皆様に話し合っただき、住居表示実施についての希望があれば町内会要望として取りまとめる。

(※今回の説明会は町内会要望取りまとめのためのアンケート調査のため実施)

- ・町内会の要望を連合町内会として取りまとめる。

↓

(2) 連合町内会から市への実施要望

- ・地域の問題として市に対し要望を提出する。

↓

(3) 市として実施の決定

- ・連合町内会から実施の要望があり、多くの住民の賛同が得られることが確認できれば、住居表示の実施に向け市として準備を進める。
- ・実施のための予算計上（※最短で翌年度以降）
- ・現況の調査、町名・町界の検討

↓

(4) 実施作業

- ・住居表示審議会に諮問し答申を得る（区域、町名等について）
- ・住居表示実施案を公示した後、市議会で町割り、町名称などを議決
- ・住居表示委託作業を業務委託（実施区域に関して建物、世帯等調査し図面等資料作成）
- ・住居者へ新住所通知書、住居番号表示板、住居表示街区案内図、変更通知用はがき、住居表示変更証明書を配布
- ・国、道、関係機関への報告、通知を行う

住居表示実施

※実施後、市窓口にて住居表示実施による住所の変更証明書として「住居表示変更証明書」を無料で発行します。

6. 実施後の手続き等について（主なもの）

（1）市役所等が直接書き換えるもの、市役所関係手続き

- ・ 住民基本台帳、印鑑登録証
- ・ 選挙人名簿、税、上下水道料
- ・ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、その他受給者証（新しい保険者証を送付）
- ・ 市保育所通園者、市小中学校通学者
- ・ 原動機付き自動車及び小型特殊自動車
- ・ 住民基本台帳カード ～ 窓口でカード裏面に新住所記載します
- ・ 国民年金受給者 ～ 住所変更のはがきを配布し提出してもらいます

- ・ 不動産（土地・建物）の所在地名変更は市から法務局へ手続きします（字◇◇ →○○町）
- ・ 郵便局、NTT（固定電話回線）、北電 ～ 市から一括通知します

（2）皆さんに手続きして頂くもの、費用負担していただくもの

- ・ 幼稚園、高等学校への住所変更
- ・ 自動車運転免許証の住所変更
- ・ 軽自動車、普通自動車等の所有者住所変更
- ・ 不動産（土地・建物）所有者の住所変更登記（登録免許税は免除、※1）
- ・ 会社等の所在地及び代表者の住所変更（登録免許税は免除、※1）
- ・ 各種免許、許可、認可証等の住所変更
- ・ 勤務先、銀行、保険会社、ガス・灯油、携帯電話等の住所変更
- ・ 会社等住所に関する各種印刷物の住所変更（※2）

※ 市から住居表示実施による住所の変更証明書として「住居表示変更証明書」（無料）発行します。

※1 法務局への登記申請について手続き詳細を実施時に説明します。司法書士等に依頼する場合は有料となりますのでご負担願います。

※2 在庫等調整し対応願います。

参考資料（変更手続き詳細）

（注意）本資料は、山部市街地住居表示（平成23年2月28日施行）実施時の資料から抜粋し作成しています。一部現時点での制度、問合せ先が異なる部分もあるかもしれませんのであくまで参考としてください。実施時には新たに作成します。

●実施した場合の手続き

住居表示の実施に伴い、市役所、法務局等において書き換えるもの、皆さんに住所変更の手続きをしていただくものがあります。

市役所で書き換えるものは、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録台帳、選挙人名簿、学齢簿、国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、上下水道その他各種台帳です。一部変更届等を提出していただくものもございます。

また、法務局においては土地登記簿及び建物登記簿の『表題部所在欄』を、富良野市 字〇〇から富良野市 〇〇町と書き換えます。ただし、所有者の住所変更登記についてはご自身で変更の申請が必要となります。

なお、住居表示実施による住所の変更証明書として「**住居表示変更証明書**」を無料で発行いたします。富良野郵便局からは親戚、知人、取引先へ住所変更を知らせるための「通知用ハガキ」を無料で配布します。

（１）市役所に関すること（主なもの）

- ・住民票の住所変更 → 該当者の住所を実施年月日で変更します
- ・印鑑登録証 → 住所変更の必要なし（次回発行時に住所は自動的に変更となる）
- ・住民基本台帳カード（写真付） → 市窓口でカード裏面に新しい住所を記載します
- ・年金受給者の住所変更（国民年金又は厚生年金受給者） → 住所変更のはがきを配布するので年金機構に郵送してください
- ・国民健康保険被保険者証他をお持ちの方 → 住所変更の必要なし。新しい住所による被保険者証を交付（郵送）します
- ・児童扶養手当証書をお持ちの方 → 住所変更の必要なし
- ・身体障がい者手帳他をお持ちの方 → 必要に応じ担当係に随時届出に来てください
- ・生活保護を受けている方 → 住所変更の必要なし
- ・母子健康手帳をお持ちの方 → 手帳の住所を御自分で書き換えてお使いください
- ・墓地使用許可、犬の登録、浄化槽使用者登録 → 住所変更の必要なし
- ・道路河川の占用許可申請者 → 住所変更の必要なし
- ・競争入札資格登録者 → 会社所在地、代表者住所等登記簿に変更があった場合、変更届けの提出を行ってください
- ・水道指定給水装置工事事業者指定事項変更 → 会社所在地、代表者住所等登記簿に変更があった場合、変更届けの提出を行ってください

(2) 幼稚園・保育所・小中学校・高等学校等

件名	該当者	手続方法	問合せ先	手続期限等
幼稚園	お子さんを幼稚園に通園させている方	各自変更の届けを行ってください。 ※住所の証明が必要な場合は、「住居表示変更証明書」(無料)を市民年金係(窓口①)で発行いたしますのでこれを提出してください。	各幼稚園	実施日以降お早めに
保育所	お子さんを保育所に通園させている方	住所変更の必要はありません。	市役所(保健センター) こども未来課こども未来係 TEL 39-2223	—
小学校 中学校	お子さんを小中学校に通学させている方	住所変更の必要はありません。	市役所(教育委員会) 学校教育課学務係 TEL 39-2320	—
高等学校	お子さんを高等学校に通学させている方	各自変更の届けを行ってください。 ※「住居表示変更証明書」(無料)を市民年金係(窓口①)で発行いたしますのでこれを提出してください。	富良野高校 TEL 22-2594 緑峰高校 TEL 22-2174 通学の各学校	実施日以降お早めに
富良野市看護専門学校	お子さんを富良野市看護専門学校に通学させている方	各自変更の届けを行ってください。 ※「住居表示変更証明書」(無料)を市民年金係(窓口①)で発行いたしますのでこれを提出してください。	看護専門学校 事務課事務係 TEL 22-5510	実施日以降お早めに
大学、専門学校、その他	各学校へ通学させている方	各自変更の届けを行ってください。 ※「住居表示変更証明書」(無料)を市民年金係(窓口①)で発行いたしますのでこれを提出してください。	通学の各学校	実施日以降お早めに

(3) 車に関する手続

件名	該当者	手続方法	問合せ先	手続期限等
自動車運転免許証の住所変更	運転免許証をお持ちの方で変更区域内に住所を有する方	住所変更をお願いします。なお、次回更新時でもかまいません。 ※「住居表示変更証明書」(無料)をご利用いただけます。 ①免許証	富良野警察署 TEL 22-0110	実施日以降お早めに
原動機付自転車及び小型特殊自動車	原動機付自転車125cc以下のバイクなど 小型特殊自動車	住所変更の手続はありません。(市役所で行います)	市役所税務課 課税係(窓口8番) TEL 39-2302	—
軽二輪(126~250cc)所有者の住所変更	軽二輪(126~250cc)	①軽自動車届出済証記入申請書(申請書は有料です) ②「住居表示変更証明書」(無料) ③自賠責保険証 ④軽自動車届出済証 ⑤印鑑(認印) ※所有者と使用者が異なる場合、軽自動車届出済証記入申請書に所有者の印が必要です。 ケースにより必要書類が異なることもあります。	旭川軽自動車協会 旭川市春光6条5丁目1番24号 TEL (0166) 53-7300 ※詳しくは協会へおたずねください。	期限は特にありません
三輪・四輪の軽自動車所有者等の住所変更	三輪・四輪の軽自動車	①検査証記入申請書(申請書は有料です) ②「住居表示変更証明書」(無料) ③車検証 ④印鑑(認印) ※所有者と使用者が異なる場合、検査証記入申請書に所有者の印が必要です。 ケースにより必要書類が異なることもあります。		実施日以降お早めに
普通自動車及び自動二輪車(251cc以上)所有者等の住所変更	普通自動車 自動二輪車(251cc以上)	①申請書(申請書は有料です) ②「住居表示変更証明書」(無料) ③車検証 ④印鑑(認印) ⑤代理人が申請する場合は委任状 ※所有者と使用者が異なる場合、申請書に所有者の印が必要です。ケースにより必要書類が異なることもあります。	旭川地方自家用自動車協会 旭川市春光町10番地 TEL (0166) 51-1221 ※詳しくは協会へおたずねください。	実施日以降お早めに

※ 自動車、オートバイ等の住所変更に伴う検査証記入申請用紙代はご負担願います。

(4) 土地に関する手続

件名	該当者	手続方法	問合せ先	手続期限等
不動産（土地・建物）所有者の住所変更登記	実施区域内に住所がある方で、土地、建物を所有している方	①登記申請書 ②「住居表示変更証明書」（無料） ③印鑑（認印）	旭川地方法務局（登記所） ・名義変更等登記 TEL 0166-38-1161	期限はありません。ただし売買、贈与、抵当権設定などをするときには変更登記が必要になります。
抵当権者などの表示変更登記	土地、建物登記簿に抵当権、地上権などの権利者として登記している方			

※ 登記の手続きを行なう場合は市役所市民年金係で登記申請書及び「住居表示変更証明書」（無料）を受け取り、必要事項を記入し法務局へ提出してください。なお、この登記申請に伴う登録免許税は免除されます。

(5) 事業所（法人）等皆さんで住所変更の手続きをしていただく主なもの

件名	該当者	手続方法	問合せ先	手続期限等
会社等の所在地及び代表者の住所変更登記	実施区域内に本店、支店の住所がある会社、代表者	①登記申請書 ②「住居表示変更証明書」（無料） ③印鑑（代表取締役の法務局登録印） ④委任状（代理人による場合）	本店の所在地を管轄する法務局 支店の所在地を管轄する法務局 富良野市内の管轄は旭川地方法務局（登記所） 会社、法人登記 TEL 0166-38-1163	本店は2週間以内 支店は3週間以内

※ 登記の手続きを行なう場合は市役所市民年金係で登記申請書及び「住居表示変更証明書」（無料）を受け取り、必要事項を記入し法務局へ提出してください。なお、この登記申請に伴う登録免許税は免除されます。

(6) 各種免許、認可等について

件名	該当者	手続方法	問合せ先	手続期限等
各種免許、許可、認可証等の住所変更	各種の法律、条例等に基づく免許、許可、認可証等の所有者	各関係機関にご相談ください。	法律、条例に定めるところ	法律、条例等に定める期限内
その他	上記の他に法令等により住所変更の手続きが必要なものは、それぞれ手続をしてください。勤務先、学校、銀行、保険会社などで住所変更の手続きが必要なものもありますので、それぞれ手続をしてください。			

※ 国、北海道他から免許、許可等受けている方は直接ご確認をお願いいたします。

(7) その他

件名	該当者	手続方法	問合せ先	手続期限等
郵便局	地区全世帯	市役所で一括通知しますので利用者の方の届出は必要ありません。	郵便事業株式会社 富良野支店 TEL 23-2652	—
NTT電話回線 (固定電話)	NTT電話回線所有者	市役所で一括通知しますので利用者の方の届出は必要ありません。	NTT東日本	—
携帯電話	NTTドコモ利用の方	上記NTT電話回線利用者と併せ通知します。	ドコモショップ富良野店 TEL 22-1888	—
	a u利用の方	a uショップ窓口にて届出ください。 ※特に証明書は必要なしとのこと。	a uショップ富良野 TEL 22-5440	実施日以降お早めに
	ソフトバンク利用の方	ソフトバンクショップ窓口にて届出ください。 ※「住居表示変更証明書」(無料)又は、新しい住所が記載された運転免許証、国民年金保険証等を提示。	ソフトバンクふらの TEL 23-8000	実施日以降お早めに
	その他利用の方	加入の会社に問合せください。		実施日以降お早めに
電気	地区全世帯	市役所で一括通知しますので利用者の方の届出は必要ありません。	北海道電力	—
ガス・灯油	ガス・灯油利用者	利用ガス会社等へ変更連絡をお願いします。		実施日以降お早めに
預金関係	口座を開設されている方	ご利用の金融機関に問合せください。		実施日以降お早めに
生命保険・損害保険	加入されている方	加入の会社に問合せください。		実施日以降お早めに

●「住居表示変更証明書」（無料）見本

証 明 書		
氏名・名称又は施設の名称		
住所・居所 の表示	実施前	富良野市字山部
	実施後	富良野市山部 町 番 号
施設の場所		
住居表示の実施期日		平成23年2月28日

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、上記のとおり住居表示の変更があったことを証明願います。

平成 年 月 日
申請者 ㊞

北海道富良野市長 能 登 芳 昭 様

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日
北海道富良野市長 能 登 芳 昭

●住所の名称変更等のお知らせハガキ（無料）見本

郵便はがき

通信事務郵便

〒076-8799 富良野市若松町四番一号

郵便事業株式会社 富良野支店 郵便課

電話番号 (0167) 231-2652番

住居番号等変更通知

住所の名称変更等のお知らせ

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

来る平成23年2月28日から、富良野市において住居表示が実施されることとなり、あなた様のお知り合いの方の住所が下記のとおり変更になります。

大変恐縮ではございますが、今後郵便物をお出しの際は、新住所等をお書きくださいますようお願い申し上げます。

なお、あなた様の住所録もご訂正願います。 敬 具

(旧住所名)
郵便番号 -

富良野市字山部

(新住所名) ※郵便番号も変わります

郵便番号 -

富良野市山部 町 番 号

御氏名

(アパート等は棟番号、部屋番号まで同居人の方は、何々方までお書き願います。)

●住居表示についてのお問い合わせは

富良野市役所 総務部市民環境課 市民年金係
〒076-8555 富良野市弥生町1番1号 (TEL 0167-39-2301)